

2019年度(2018年度実績)事務事業マネジメントシート(通常)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	地域包括支援センター運営事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	介護が必要な方へのサービス基盤整備と重度化の防止	公約達成年次	4年以内

◆ 事務事業の目的と効果

1. 手段(事業の概要) ①介護予防支援事業(予防給付を伴う要支援認定者の介護予防ケアプラン作成)、②総合相談事業、③権利擁護事業、④包括的継続的ケアマネジメント業務(介護支援専門員支援)を行っている。そのうち、当事業では①介護予防支援業務を行い、②③④に関しては各事業毎にマネジメントシートを作成している。また、地域包括支援センター運営に係る業務を行っている。
2. 対象(何を対象にしているか) 芽室町民全体。(町内居住の介護保険被保険者およびその家族)
3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成などを通して、高齢者の心身機能の維持・向上、在宅生活における自立生活の継続を目指す。成果指標については、予防給付を伴う介護予防ケアプラン作成延べ人数としている(介護予防ケアプラン作成事業の対象者以外)。
4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつくか) 地域住民の健康および生活安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる。

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① 地域包括支援センター設置数	箇所
②	
③	

6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① 芽室町民数	人
②	
③	

7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① 介護予防ケアプラン作成延べ人数	人
②	
③	

8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円						
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	5,256,600	6,035,800	6,139,000	6,139,000	6,139,000	6,139,000
		一般財源	円	-1,469,449	-282,610	-1,900,000	-1,900,000	-1,900,000	-1,900,000
		事業費計(A)	円	3,787,151	5,753,190	4,239,000	4,239,000	4,239,000	4,239,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	1,0232	1,0480				
		人件費計(B)	円	7,959,670	8,171,973				
		トータルコスト(A+B)	円	11,746,821	13,925,163				
		活動指標	① 箇所		1	1	1	1	1
対象指標	① 人		18,660	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	
	②								
	③								
成果指標	① 人		1,216	1,389	1,400	1,450	1,500	1,550	
	②								
	③								
上位成果指標	① %		59.8	62.7	92.0	92.0	92.0	92.0	
	②								
	③								

◆ 事務事業の現状と今後の取組

1. 事務事業の現状と課題 芽室町では、平成19年4月1日に地域包括支援センターを町直営で開業している。 地域包括支援センター業務のうち、介護予防支援業務を主に行っている。高齢化の深刻化、独居・高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加、生活課題の多様化などニーズが変化している。 高齢化に伴い、要支援認定者で予防給付を伴うサービス利用者は年々増加傾向にある。 本事業は、①介護予防支援業務、②総合相談事業、③権利擁護事業、④包括的継続的ケアマネジメント支援業務を実施している。また、それ以外の介護予防給付を伴うケアプラン作成業務と地域包括支援センター全体の運営に関わる車両管理やシステム管理に関する業務も担っている。	2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法) ・高齢化の深刻化に伴う社会背景の変化など様々な課題に対し、包括的に対応できるよう役割を担っていく。 ・職員のケアマネジメント能力の向上や最新の知識の習得を目指し研修にも参加する。 ・地域包括支援センター職員がケアプランの作成を担える件数に限りがあるため、委託件数や委託料、職員体制等を見直していく。
---	--

事務事業名	介護支援専門員支援事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	要介護状態にしっかり相談・対応できる環境	公約達成年次	2022年

◆ 事務事業の目的と効果

1. 手段(事業の概要) 要介護・要支援認定を受けた町民及び、事業対象者の支援を行う介護支援専門員(ケアマネジャー)等の資質向上のための研修や、情報共有の機会を提供する。また、自立を視野に入れたケアプランの、アセスメントや計画立案・合意形成のための先進地視察を事業所と協働で実施する。
2. 対象(何を対象にしているか) 居宅支援事業所の介護支援専門員・関係機関
3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 研修や情報提供の場に積極的に参加し、質の高いケアプランの作成・支援の一助とする。
4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつか) 必要に応じて介護認定を受けて適切な支援が受けられ、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる。

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① ケアマネネットワーク会議実施回数	回
② めむろケアカフェ開催回数	回
③	

6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① ケアマネネットワーク会議出席者延数	人
② めむろケアカフェ出席者延人数	人
③	

7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① コーディネーター会議でのケアプラン検討延数	件
②	
③	

8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円	2,340	7,458	9,000	9,000	9,000	9,000
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	780	2,486	3,000	3,000	3,000	3,000
		一般財源	円	882	2,972	3,000	3,000	3,000	3,000
		事業費計(A)	円	4,002	12,916	15,000	15,000	15,000	15,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.2199	0.2339				
		人件費計(B)	円	1,711,076	1,823,785				
		トータルコスト(A+B)	円	1,715,078	1,836,701				
		活動指標	① 回	5	6	6	6	6	6
	② 回	10	6	8	8	8	8		
	③								
対象指標	① 人	114	130	130	130	130	130		
	② 人	102	124	120	130	130	130		
	③								
成果指標	① 件	55	27	50	50	60	60		
	②								
	③								
上位成果指標	① %	59.8	62.7	92.0	92.0	92.0	92.0		
	②								
	③								

◆ 事務事業の現状と今後の取組

1. 事務事業の現状と課題 ①地域包括支援センターから、それぞれの事業所に介護認定者を紹介、若しくは委託する中で、ケアプランの策定精度に格差が生じている実態がある。②居宅支援事業所に勤務する介護支援専門員の多くは、福祉系の資格背景がある者がほとんどで、医療に関わる知識や判断に乏しい傾向がある。③めむろケアカフェの事務局業務を在宅支援係が担っているが、活動の自由度を拡大したい意向もあり、今後の方針について参加者との意見交換を行っている段階である。	2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法) ①ケアプランの精度の維持・向上のため、今後はコーディネーター会議における検討を促し、積み重ねによる全体のアセスメント力向上を行う。②医療関係者と介護関係者との交流や、医療に関わる情報を発信し、介護支援専門員の質の向上に役立てる。③めむろケアカフェの参加者と今後の方向性について、将来の高齢者支援につながる場の一つとして、丁寧かつ円滑に協議を重ねていく。
---	---

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	介護保険認定調査事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	要介護状態にしっかり相談・対応できる環境		公約達成年次 2022年
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金のみの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

平成12年の介護保険制度の開始以降、要介護・要支援認定の一次判定を目的に、一定の講習を受けた認定調査員による認定調査を実施している。一次判定の精度を維持し、すみやかな認定審査と支援につながるよう次のとおり実施している。

①北海道が行う認定調査員研修を受けた認定調査員(町職員・臨時職員)が実施。
 ②介護保険係が受理した申請をもとに、調査日の調整と調査及び入力作業を経て、在宅支援係職員が項目ごとに再確認し、介護保険係に提出している。

病院入院から退院までの期間が短縮する傾向にあり、終末期など迅速な認定・対応を要するケースが増加している。相談受理から申請、認定に至る期間が短い場合、調整にあたる職員の一定の知識・経験を要するものも少なくない。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

①経験のある認定調査員を継続して雇用(臨時職員)できるよう努める。
 ②相談受理から介護保険申請、認定後の支援が円滑に実施できるように、介護保険に関わる3係の連絡を密にし、相談者の困りごとの解決が早まるよう努める。
 ③申請ケースの緊急性を見極めて、円滑な認定調査の調整を行う。

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
投入量	事業費	国・道支出金	円					
		地方債	円					
		その他(使用料等)	円					
		一般財源	円	0	0	0	0	0
		事業費計(A)	円					
人件費	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.2350	0.2825			
		人件費計(B)	円	1,827,848	2,202,602			
		トータルコスト(A+B)	円	1,827,848	2,202,602			

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	介護保険福祉用具・住宅改修理由書作成事務	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	要介護状態にしっかり相談・対応できる環境		公約達成年次 2022年
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金のみの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

担当ケアマネジャーがいない要支援・要介護認定者が、福祉用具購入費助成・住宅改修費助成申請を行う場合、地域包括支援センター職員が家庭訪問を行い、健康状態や生活状況を確認し必要性や効果をアセスメントし、理由書を作成している。購入及び改修後の確認を通して、その後のサービスの紹介などにつながるケースも少なくない。

本人の動作や健康状態のアセスメントを行う上で、必要な知識や制度の理解を要することから、地域包括支援センターの職員それぞれの専門性を生かして対応していく必要がある。また、退院後の生活環境の評価と合わせて、医療機関の職員とともに対応する頻度も増加している。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

継続して地域包括支援センター職員の専門性を生かし、自立に向けた制度の活用を支援していきたい。同時に医療機関の専門職と積極的に連携し、すみやかな支援につながるように努める。

		内訳	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
投入量	事業費	国・道支出金	円						
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円						
		一般財源	円	0	0	0	0	0	0
		事業費計(A)	円						
人件費	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.0990	0.1145				
		人件費計(B)	円	770,488	892,608				
		トータルコスト(A+B)	円	770,488	892,608				

2019年度(2018年度実績)事務事業マネジメントシート(通常)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	介護予防ケアプラン作成事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	介護が必要な方へのサービス基盤整備と重度化の防止	公約達成年次	4年以内

◆ 事務事業の目的と効果

<p>1. 手段(事業の概要) 町が中心となって行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業とする)のみを利用する方に対して介護予防ケアプランを作成する。 (※)介護予防・日常生活支援総合事業①通所型サービス②訪問型サービス③住民型サービス</p>	➔
<p>2. 対象(何を対象にしているか) 総合事業対象者(要支援認定者及び基本チェックリスト該当者)</p>	
<p>3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成を通して、心身機能の維持・向上を図る。成果指標については、総合事業のみの介護予防ケアプラン作成延べ人数としている。</p>	
<p>4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつくか) 地域住民の健康及び生活の安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。</p>	

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① 通所型サービス事業所指定数	箇所
② 訪問型サービス事業所指定数	箇所
③ 住民型サービス事業所指定数	箇所

6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① 総合事業対象者(年度毎のケアプラン作成実人数)	人
②	
③	

7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① 介護予防ケアプラン作成延べ人数	人
②	
③	

8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円	3,861,011	2,813,194	2,741,000	2,741,000	2,741,000	2,741,000
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	4,122,853	2,918,724	2,939,000	2,939,000	2,939,000	2,939,000
		一般財源	円	2,189,705	1,530,139	1,627,000	1,627,000	1,627,000	1,627,000
		事業費計(A)	円	10,173,569	7,261,757	7,221,000	7,221,000	7,221,000	7,221,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	1,0293	1,0799				
		人件費計(B)	円	8,007,709	8,421,040				
		トータルコスト(A+B)	円	18,181,278	15,682,797				
		活動指標	① 箇所	12	12	12	12	12	12
	② 箇所	11	11	11	11	11	11		
	③ 箇所	1	1	1	1	1	1		
対象指標	① 人	66	65	70	75	80	85		
	②								
	③								
成果指標	① 人	535	528	540	550	560	570		
	②								
	③								
上位成果指標	① %	59.8	62.7	92.0	92.0	92.0	92.0		
	②								
	③								

◆ 事務事業の現状と今後の取組

<p>1. 事務事業の現状と課題 介護保険法改正により、平成28年3月から総合事業を利用する方のための介護予防ケアプランを作成するために本事業を実施した。 高齢化に伴い支援の必要な高齢者が増加していくと予測される。自立支援・介護予防・重症化予防の視点を持ち、個々の高齢者の選択に寄り添い、自立に向けた多様な社会資源を活用しながら対応していくことが求められる。 高齢化により要支援認定者及びケアプラン作成数も増加していく見込みであり、今後地域包括支援センター職員がケアプランの作成を担える件数に限りが出てくることを見込まれる。</p>	<p>2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法) ①高齢化に伴い支援が必要な高齢者が増加していく。地域包括支援センター職員で要支援者のケアプランを作成するには件数に限界があるため、今後も利用者の希望や状況に応じて、居宅介護支援事業所へ委託を進めていく。また、委託件数や委託料、包括支援センターの職員体制等を見直していく必要がある。 ②高齢者の自立支援として、介護予防ケアプランの精度を向上させていく。自立に向けたケアプランの作成を進めるため、2019年度以降はケース検討の場を増やしていく(介護支援専門員支援事業)。</p>
--	--

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	各種イベント救護派遣事務	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約			公約達成年次
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金みの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

主催者の依頼に応じて救護担当として保健師を派遣している。
 町(社会教育課)の柏樹学園修学旅行・全町ゲートボール大会と、老人クラブ連合会の十勝地区連合会ゲートボール大会、高齢者体育大会は近年定例にて依頼があり、その他運動を伴うイベントを中心に依頼に対応している。
 本事業当初に比べ、健康相談・健康講座等様々な場面で高齢者と接する機会が増加している中、救護業務の中で高齢者との接点を持つ機会は少ない現状である。さらには主催者側が期待する救護業務においては、近年保健師の教育課程が変化しており、公衆衛生看護活動(予防事業)に重点を置いたものに変化しており、臨床看護のスキルを要する救急時の判断や対応は困難である。

〔2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法〕

高齢者の健康及び福祉の向上のため、救護を目的とした本事業を継続するべきか判断が必要と考える。主催者が救護人員を必要とする場合は、町の保健師ではなく、より専門的で臨床経験のある医療スタッフの確保を検討していただくようにすすめていくべきと考える。
 政策体系に結びつけるためには、各種イベントや高齢者団体との関わり的手段や、目的を整理した中での高齢者とのつながりづくりを推進していく必要がある。
 今年度は課内での事業の見直し・考え方の整理を行い、管理職間及び各種団体との協議を経て、方針を決定することで公衆衛生活動の充実につなげたい。

		内訳	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
投入量	事業費	国・道支出金	円						
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円						
		一般財源	円	0	0	0	0	0	0
		事業費計(A)	円						
人件費	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.0126	0.0062				
		人件費計(B)	円	98,334	48,511				
		トータルコスト(A+B)	円	98,334	48,511				

事務事業名	権利擁護事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	人権を尊重する社会の実現	公約達成年次	4年以内

◆ 事務事業の目的と効果

<p>1. 手段(事業の概要) 認知症や支援者の不在などの困難を抱える高齢者が、その尊厳を守られながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点からあらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護するための施策を実施する。成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への対応。地域で支え合う高齢者福祉の実現を目指して、関係機関とのネットワーク構築や消費者被害などの権利侵害の未然防止に取り組む。</p> <p>2. 対象(何を対象にしているか) 判断能力の低下で不利益を被るおそれのある人や、高齢者虐待防止法に記載の「高齢者」「養護者」「養介護施設従事者」が対象。また、高齢者町民の生活を支え、守る観点で、必要な関係機関、普及啓発や制度に関する問い合わせについては、高齢者全般、広くは町民全体を対象とする。</p> <p>3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 高齢者がターゲットとなった虐待や消費者被害、財産上の不当取引などを未然に防ぐことができる。成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、経済的な問題などで利用することが困難な高齢者を支援することができる。</p> <p>4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつか) 誰もが、かけがえのない存在として尊重される、差別のない住みやすい社会作り。高齢者が安心して生活できるよう、地域・関係団体・企業・医療機関・介護事業所・行政機関などの連携を強化し、権利侵害や生活上の不利益から援護する仕組みと地域の見守りのある町づくりが展開できる。</p>	→
---	---

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① 権利擁護関連相談・通報件数	人
②	
③	
6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① 65歳以上の高齢者数	人
②	
③	
7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① 高齢者虐待に関する支援者数	人
② 成年後見制度報酬助成対象者数	人
③	
8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
投入量	国・道支出金	円	251,191	117,232	623,000	623,000	623,000	623,000
	地方債	円			0	0	0	0
	その他(使用料等)	円	83,730	47,103	207,000	207,000	207,000	207,000
	一般財源	円	94,468	46,691	250,000	250,000	250,000	250,000
	事業費計(A)	円	429,389	211,026	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
	人工数(業務量)	人工	0.1283	0.1335				
	人件費計(B)	円	998,313	1,041,261				
	トータルコスト(A+B)	円	1,427,702	1,252,287				
	活動指標	① 人	37	41	45	45	45	45
	②							
	③							
対象指標	① 人	5,243	5,348	5,429	5,429	5,429	5,429	
	②							
	③							
成果指標	① 人	13	12	13	13	13	13	
	② 人	2	1	3	3	3	3	
	③							
上位成果指標	① %	55.3	52.8	90.0	90.0	90.0	90.0	
	②							
	③							

◆ 事務事業の現状と今後の取組

<p>1. 事務事業の現状と課題 2006年、介護保険法により高齢者に対する権利擁護事業を必須事業化。「高齢者虐待防止法」の施行や地域包括支援センターの開設を受け、2007年度より高齢者虐待の防止など権利侵害へ総合的に対応する「権利擁護事業」として実施している。芽室町社会福祉協議会に成年後見支援センターを委託し、成年後見制度に関する相談は増加。経済的な問題などで利用することが困難な高齢者へ助成の制度をもうけることで適切なサービス利用が可能となっている。今後も、成年後見申立数は増加し、経済的な問題による助成者は毎年発生する見込みである。また、高齢者虐待をはじめとした権利擁護に関する相談件数も増加傾向で、継続した権利擁護体制強化も求められている。</p>	<p>2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法) ① 将来支援者不在が心配される高齢者へ、元気なうちから将来の生活場所や医療行為の希望、親族の連絡先などが確認できる、情報共有ファイル「つながり」を配布し、活用を図る。 ② 高齢者虐待への適切な対応を行うために、マニュアルを随時更新する。 ③ 芽室交番および芽室町消費者協会と定例で情報交換会(おもいやり連携会議)を開催し、高齢者宅への訪問時に注意喚起を行い、虐待や消費者被害などの権利侵害の未然防止と権利擁護ネットワーク強化に取り組む。 ④ 担当職員の研修機会として北海道虐待防止推進研修会に参加する。 ⑤ 他事業である介護支援専門員事業とも連携し、専門職が集まる会議体でも周知を行っていく。 ⑥ 報酬助成に関しては、その時々成年後見制度利用者の収入により発生するものであり、予測できないため、随時成年後見支援センターと確認しながら、予算を立てていく。</p>
---	---

2019年度（2018年度実績）事務事業マネジメントシート(通常)

総合計画
施策番号 1-3-2

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	地域包括ケアシステムの構築と推進(地域連携機能を高め多様性のある対応を実施します。)	公約達成年次	2022年

◆ 事務事業の目的と効果

1. 手段(事業の概要) 医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、希望に沿った適切な支援が受けられるように、それぞれの連携や情報共有・相談体制の構築を推進するものです。平成27年度の介護保険制度改正により、本事業における必須メニューとして8事業が示されています。
2. 対象(何を対象にしているか) 医療機関・介護保険に関わる福祉事業所(部門)
3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 医療機関及び介護保険事業所で、相互に情報共有し、対象者の相談に対応すると同時に、潜在化するニーズへの積極的解決に向けた体制を構築する。
4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつか) 高齢になっても地域で安心して生活できる。

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① 必須8メニューのうち取組事業数	事業
②	
③	

6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① 会議・情報共有の機会がある事業所数	箇所
②	
③	

7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① 専門窓口相談延件数	件
② 医療機関・事業所会議・研修延件数	回
③	

8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円	172,289	2,287,368	2,149,000	2,149,000	2,149,000	2,149,000
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	57,239	762,378	716,000	716,000	716,000	716,000
		一般財源	円	64,008	910,661	857,000	857,000	857,000	857,000
		事業費計(A)	円	293,536	3,960,407	3,722,000	3,722,000	3,722,000	3,722,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.3141	0.2542				
		人件費計(B)	円	2,443,561	1,982,021				
		トータルコスト(A+B)	円	2,737,097	5,942,428				
		活動指標	① 事業		7	8	8	8	8
対象指標	① 箇所		1	1	2	3	4	5	
	②								
	③								
成果指標	① 件		—	1,296	1,500	1,500	1,500	1,500	
	② 回		—	4	7	7	8	8	
	③								
上位成果指標	① %		59.8	62.7	92.0	92.0	92.0	92.0	
	②								
	③								

◆ 事務事業の現状と今後の取組

1. 事務事業の現状と課題 ①医療介護連携相談窓口は、2018年度から開始となったもので、件数は増加し周知が進む中で、町外医療機関からの相談は少ない傾向にある。②連携に関わる事業所において、理解や意識の違いがあり本事業の目的である「切れ目のない支援の充実」を促進するうえで、必須メニュー8事業に加えて、積極的な取り組みが必要と考える。	2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法) ①医療介護連携相談窓口は、2019年度以降町外医療機関への周知について、個別の説明やホームページ掲載など積極的に実施していく。②町内を中心に介護保険や医療に関わるテーマで、医療機関・事業所に赴いて行う研修・情報交換の機会を持つことで、日常的な連携の促進に寄与していく。
--	---

事務事業名	成年後見推進事業	所属部門	保健福祉課 在宅支援係
町長公約	人権を尊重する社会の実現	公約達成年次	4年以内

◆ 事務事業の目的と効果

<p>1. 手段(事業の概要)</p> <p>誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進める。また、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進及び市民後見の推進を図る。(平成27年度から芽室町社会福祉協議会に委託。)</p>	➔
<p>2. 対象(何を対象にしているか)</p> <p>①将来的に成年後見制度利用と考えられる高齢者や障がいを持つ町民(平成31年3月末時点 65歳以上人数+芽室町在住の療育手帳所持者数)</p> <p>②市民後見人養成研修修了者</p>	
<p>3. 意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)</p> <p>①認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となった人が、適切に成年後見制度を利用できるように介入できる。</p> <p>②市民後見人養成研修修了生に対して、適切なフォローアップを行うことで、修了生が市民後見人として地域で活動することができる。</p>	
<p>4. 結果(意図のとおりになった場合、どんな結果に結びつくか)</p> <p>町民が後見業務の新たな担い手として活動することで、地域住民が成年後見制度を適切に利用できる仕組みを整備できる。また、成年後見実施機関を設置することで、権利擁護に関する一般相談対応や成年後見制度の普及・啓発、相談・申立支援などを行い、地域の権利擁護体制の推進が図られる。</p>	

※各項目を評価するのにふさわしい指標を1つ以上設定
(必ずしも3つの指標を設定する必要はありません)

5. 活動指標(手段や活動内容を表す指標)	単位
① 委託事業所との打ち合わせ会議開催数	回
②	
③	
6. 対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位
① 将来的に成年後見制度利用と考えられる高齢者や障がいを持つ住民	人
② 市民後見人養成研修修了者	人
③	
7. 成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
① 成年後見制度個別相談会開催回数	回
② 市民後見人フォローアップ相談実績	回
③ 普及啓発事業実施回数	回
8. 上位成果指標(結果の達成度を表す指標)	単位
① 人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	%
②	
③	

◆ 総事業費・指標等の推移

内訳		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
投入量	事業費	国・道支出金	円	1,475,000	1,768,000	2,630,000	2,630,000	2,630,000	2,630,000
		地方債	円	0	0	0	0	0	0
		その他(使用料等)	円	0	0	0	0	0	0
		一般財源	円	4,060,000	4,197,000	3,424,000	3,424,000	3,424,000	3,424,000
		事業費計(A)	円	5,535,000	5,965,000	6,054,000	6,054,000	6,054,000	6,054,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	0.1930	0.1675				
		人件費計(B)	円	1,501,425	1,306,414				
		トータルコスト(A+B)	円	7,036,425	7,271,414				
		活動指標	①	回	12	12	12	12	12
対象指標	①	人	5,455	5,565	5,646	5,646	5,646	5,646	
	②	人	12	27	27	27	27	27	
	③								
成果指標	①	回	1	1	1	1	1	1	
	②	回	36	55	45	45	45	45	
	③	回	2	4	4	4	4	4	
上位成果指標	①	%	55.3	52.8	90.0	90.0	90.0	90.0	
	②								
	③								

◆ 事務事業の現状と今後の取組

<p>1. 事務事業の現状と課題</p> <p>平成26年度に芽室町で市民後見人養成研修実施、12名が終了。権利擁護人材育成事業として一般会計で2016年度より計上し、芽室町社会福祉協議会に成年後見支援センターを委託し事業を実施。2017年度に成年後見制度のニーズ調査アンケートを実施し、ニーズをもとに、2018年度に2回目の市民後見人養成研修を開催。新たに15名が研修修了している。現在、法人後見の受任数は7人で、市民後見人養成研修修了生が支援にあっている。成年後見支援センターで市民後見人養成研修修了生に対して、フォローアップ研修や、随時相談支援・助言を行っている。認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない方の増加に伴い、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれている。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、2021年度末までに、市町村で相談体制の充実や中核機関の設置を位置づける、成年後見制度利用促進計画を策定することが国からの努力義務となっている。</p>	<p>2. 今後の取組 (2019年度及び2020年度以降の方向性・課題の解決方法)</p> <p>成年後見推進事業を委託事業として、下記の項目について特に強化を図る。</p> <p>①市民後見人のフォローアップ体制整備と充実に関する検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修修了生の法人後見支援員としての活動を増やす。 ・修了生から地域へ実際の活動報告の機会を設け、町民に対して成年後見制度の普及・啓発、相談窓口の周知を行う。 ・今後の市民後見人養成研修に関しては、2021年度にニーズ調査を実施し、その結果によって、翌年度に実施するかを決定する。 <p>②成年後見制度利用促進計画策定に関する取組み</p> <p>2021年度末までに成年後見制度利用促進基本計画を策定するため、計画策定に関する研修へ担当職員が参加したり、通知や先進地の情報収集を実施し、計画策定に向けて取組んでいく。</p>
---	--